

＜企画課社会参加推進室＞

1 障害者の社会参加促進事業について

障害者が住み慣れた地域で自立し、積極的に社会参加できる環境を整備することは極めて重要である。このため、従来よりその推進にご尽力いただいているところであるが、平成16年度における障害者の社会参加促進事業については、以下の方針により実施することとしているので、各実施主体の実情に応じた積極的な取組をお願いします。

○ 障害者自立支援・社会参加総合推進事業

ア 事業の統合・再編

障害者の自立と社会参加の推進については、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障害者が住み慣れた地域社会の中で自立し、社会に参加できることを目的として、これまで都道府県・指定都市が行う「障害者社会参加総合推進事業」及び市町村が行う「市町村障害者社会参加促進事業」等において、生活訓練、コミュニケーション手段の確保、自立生活の支援等を実施してきたところである。

平成16年度においては、これまでの社会参加促進関係事業に自立支援等推進事業を加えて統合・メニュー化を図ることとし、新たに「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」として実施することとしているので、御了知願いたい。

これにより障害者の社会参加と自立支援を一体的に推進するとともに、地域の実情に応じて、総合的、効果的、効率的に事業を実施することができると考えている。

障害者自立支援・社会参加総合推進事業メニュー事業一覧

1. 都道府県事業

(1) 障害者社会参加総合推進事業

- 都道府県障害者社会参加推進センター設置事業
- 「障害者110番」運営事業
- 相談員活動強化事業
- 身体障害者補助犬育成事業
- 生活訓練等事業
 - ・ 生活訓練事業
 - ・ 音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業
 - ・ 家族教室等開催事業
- 情報支援等事業
 - ・ 点字による即時情報ネットワーク事業
 - ・ 奉仕員養成・研修事業
 - ・ 手話通訳者養成・研修事業
 - ・ 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成・研修事業
 - ・ 手話通訳設置事業
 - ・ 字幕入りビデオカセットライブラリー事業
 - ・ 点字・声の広報等発行事業
- 移動支援事業
 - ・ 指定居宅介護事業者情報提供事業
 - ・ 手話通訳者派遣ネットワーク事業
- スポーツ・芸術活動等振興事業
 - ・ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
 - ・ スポーツ指導員養成事業
 - ・ 芸術・文化講座開催等事業
- 普及啓発事業
 - ・ 社会資源活用情報等提供事業
 - ・ 障害に関する正しい知識の普及啓発事業
- 市町村障害者支援事業
 - ・ 奉仕員派遣事業
 - ・ 手話通訳者派遣事業
 - ・ 自動車運転免許取得・改造助成事業
 - ・ 地域生活アシスタント事業
 - ・ 本人活動支援事業
 - ・ 家族相談員紹介事業
 - ・ ボランティア活動支援事業
 - ・ ピアカウンセリング事業
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- 障害者IT総合推進事業
 - ・ 障害者ITサポートセンター運営事業
 - ・ パソコンリサイクル事業
 - ・ 障害者情報バリアフリー化支援事業
 - ・ パソコンボランティア養成・派遣事業
 - パソコン利用促進事業

(2) 障害者自立支援等総合推進事業

- 支援費支給決定適正化等支援事業
 - 支援費支給決定事務の適正化を図るための巡回指導事業
 - ・ 利用者参加型支援費制度向上事業
- 在宅知的障害者巡回相談事業
- 手帳交付事業
 - ・ 知的障害者療育手帳交付事業
 - ・ 精神障害者手帳交付事業
- 施設外授産の活用による就職促進事業

2. 市町村事業

(1) 市町村障害者社会参加促進事業

- 地域生活支援事業
 - ・ 生活訓練事業
 - ・ 地域生活アシスタント事業
 - ・ 本人活動支援事業
 - ・ 家族相談員紹介事業
 - ・ ボランティア活動支援事業
 - ・ ピアカウンセリング事業
 - ・ 福祉機器リサイクル事業
- 情報支援等事業
 - ・ 奉仕員派遣等事業
 - ・ 手話通訳設置事業
 - ・ 手話通訳者派遣事業
 - ・ 点字・声の広報等発行事業
- 移動支援事業
 - ・ 自動車運転免許取得・改造助成事業
 - ・ 重度身体障害者移動支援事業
- スポーツ・芸術活動等振興事業
 - ・ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
 - ・ 芸術・文化講座開催等事業
- 広域実施連絡調整事業
- リフト付福祉バス運行事業
- バリアフリーのまちづくり活動事業

(2) 市町村障害者自立支援等推進事業

- 支援費支給決定円滑化支援事業
 - ・ 障害程度区分決定円滑化事業
 - ・ 支援費支給決定コミュニケーション支援事業
- 訪問入浴サービス事業
- 身体障害者自立支援事業
- 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業
 - ・ 更生訓練費給付事業
 - ・ 施設入所者就職支度金給付事業
- 職親委託事業

イ 障害者社会参加総合推進事業

(ア) 障害者 I T 総合推進事業

障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るために、従来の周辺機器等の購入費用に対する助成、パソコンボランティアの養成・派遣などの支援に加え、平成 15 年度からは各事業を有機的に結びつけ、効果・効率性を確保するとともに、ボランティアの活動支援、専門性をもった利用相談、I T に関する情報提供等を行う総合的なサービス拠点としての「障害者 I T サポートセンター」運営事業を開始したところである。

さらに、平成 16 年度においては、障害者の情報バリアフリーを一層推進するために、「障害者 I T サポートセンター」を拠点とし、パソコン教室の開催などを内容とする「パソコン利用促進事業」を実施することとし、I T 関連施策を総合的かつ一体的に推進する「障害者 I T 総合推進事業」として下記により実施することとしているので、積極的な取組をお願いする。

なお、各 I T 関連事業を総合的かつ一体的に実施することが望ましいものではあるが、実情に応じ各事業単位の実施も可能である。すべての事業を実施することとした場合の概要は別添の図のとおりである。

「障害者 I T 総合推進事業」の概要

1 事業の趣旨

障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、障害者 I T サポートセンターを拠点とし、各 I T 関連事業を総合的かつ一体的に実施し、I T を活用しての障害者の社会参加を一層促進することを目的とする。

2 留意事項

実施主体は、事業の実施に当たり、総合的なサービス提供拠点となる障害者 I T サポートセンターを設置するよう努めるとともに、各 I T 関連事業が有機的連携のもと、総合的、効果的、効率的に実施できるよう留意すること。

3 実施事業

- (1) 障害者 I Tサポートセンター運営事業
- (2) パソコンリサイクル事業
- (3) 障害者情報バリアフリー化支援事業
- (4) パソコンボランティア養成・派遣事業
- (5) パソコン利用促進事業

「パソコン利用促進事業」の概要

1 事業内容

障害者のパソコン利用を促進することを目的に、概ね次のような内容の事業を行う。

(1) I Tに関する知識の普及・啓発

パソコンの活用が、社会生活の幅を広げ、社会参加の促進に資すること等を講演会や啓発ポスター・パンフレット等を通じて周知する。

(2) パソコン教室の開催

講習会等の方法により、概ね次のような内容の事業を行う。

ア 基礎 I

パソコンの起動、文書の入力、メールの送受信、インターネットの使用方法等、パソコンの初歩的な操作方法を指導する。

イ 基礎 II

ワープロソフト、表計算ソフトの使用方法等、パソコンの基本的な操作方法を指導する。

(3) 障害者 I T情報の提供

インターネットにより、パソコンを使用する際の周辺機器やソフトの情報等、障害者の I T利用を促進するためのあらゆる情報を提供するとともに、ホームページに掲示板を作成すること等により、パソコンを活用してのコミュニ

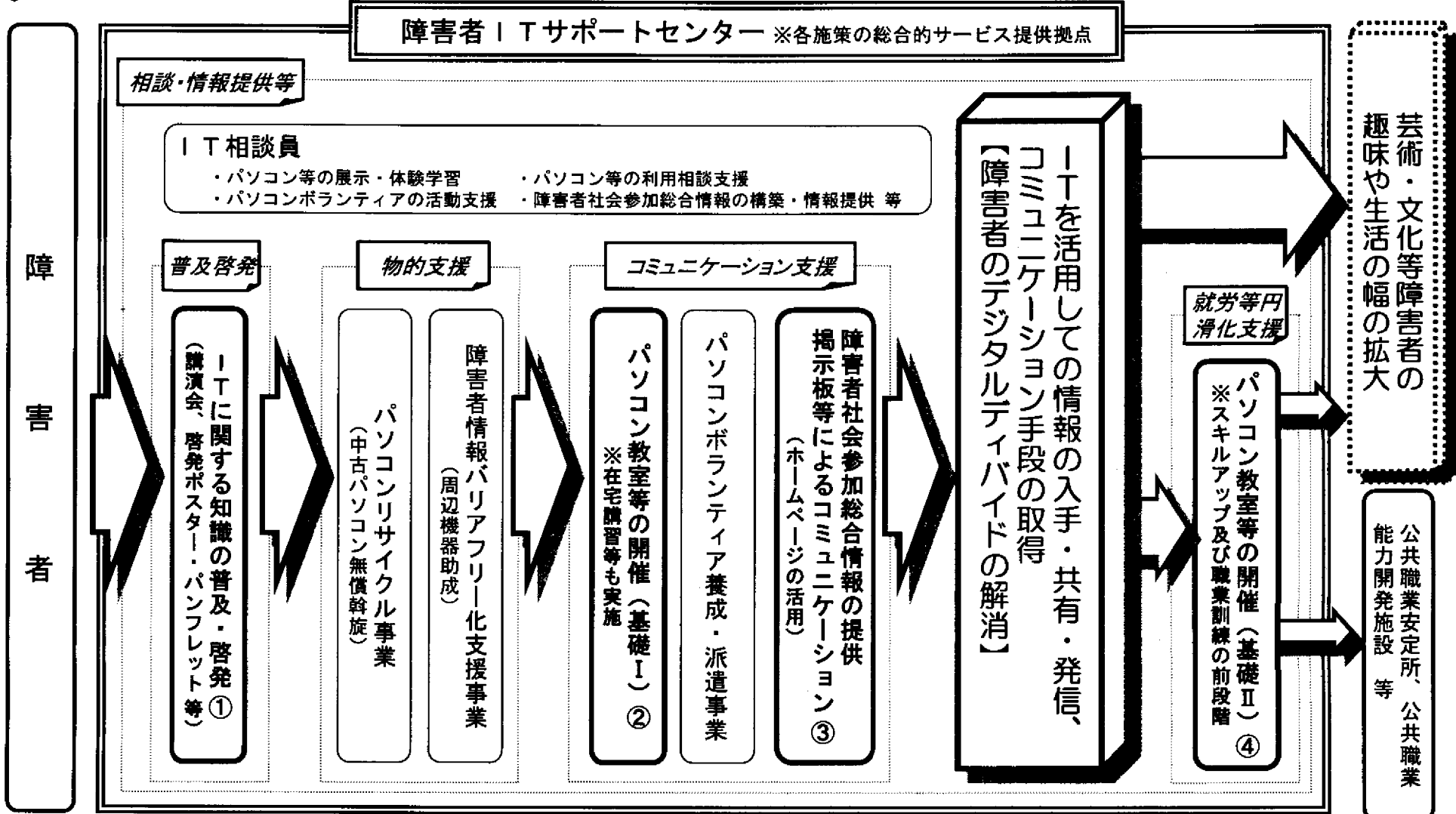
ケーションを支援する。

2 留意事項

- (1) 講演会、教室等の開催に当たっては、障害者が参加しやすいように、開催日時、場所等について十分考慮すること。
- (2) パソコン教室の開催に当たっては、講習会に参加することが困難な重度障害者を対象とした在宅講習等の方法にも配慮すること。
- (3) パソコン教室（基礎Ⅱ）の開催に当たっては、パソコン使用により文化芸術活動等趣味や生活の幅が広がるよう、また、パソコンを使用した職業訓練を受講するための基礎づくりとなるよう、講習内容について十分考慮すること。
- (4) 講師は、受講者の習熟度等に十分配慮するとともに、受講者の人格を尊重し、活動上知り得た秘密は守ること。
- (5) 障害者IT情報の提供に当たっては、障害者ITサポートセンター運営事業において行うことを原則とし、障害者ITサポートセンターが未設置の場合においてのみ、本事業で実施することができること。

障害者 I T 総合推進事業の概要

障害者の I T 利用の促進等に積極的に取り組むため、これまでの I T 関連施策を統合し、各関連施策を総合的かつ効果的に実施する障害者 I T 総合推進事業を実施する。



※ すべての事業を実施した場合の概要 / ①~④について「パソコン利用促進事業」として実施

(イ) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者に対する施策として、平成12年度より通訳・介助員の派遣等を行う事業を実施してきているところであるが、すべての都道府県・指定都市において実施されるに至っていない実態にある。

また一部地域においては、社会福祉法人全国盲ろう者協会により「コミュニケーション支援等調査・研究事業」として先駆的に実施されているところでもあるが、当該事業は、調査・研究事業として期間を限定して実施（平成16年度は実施見込み）されているものであるため、未実施の都道府県・指定都市においては、本事業の直接実施に向けて早急に検討されるようお願いする。

その際には、盲ろう者団体をはじめとする関係団体等の意見を踏まえた上で、派遣対象者、派遣事由、手当額、調整者の設置、事業の実施方法等について十分な検討を行い、各都道府県・指定都市の実情に即した積極的な取組をお願いする。

(ウ) 手話通訳関係事業について

手話通訳関係事業については、従前よりご尽力いただいているところであるが、平成15年度から支援費制度が開始されたことも踏まえ、聴覚障害者等への的確な情報提供の観点から、手話通訳の養成及び派遣事業について、一層積極的な取組をお願いする。

また、手話通訳設置事業については、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳を行う者を都道府県本庁及び福祉事務所等公的機関に設置することとされているものであるが、未設置の都道府県・指定都市におかれは、その設置の促進について一層の配慮をお願いする。

具体的な設置については、それぞれの公的機関に設置することが望ましいが、特定の場所に常設することが困難な場合には、例えば、都道府県の聴覚障害者団体に手話通訳者を配置し、その者が必要に応じて公的機関に赴く等、創意工夫による設置を検討されたい。

なお、市町村障害者社会参加促進事業における手話通訳設置事業についても同様であるので、管内市町村に対し、助言指導をお願いする。

また、手話通訳の設置に当たっては、できる限り通訳技術の高い者を選任することについても、特段の配慮をお願いする。

(エ) 市町村障害者支援事業について

本事業は、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」中「市町村障害者社会参加促進事業」において実施される事業をまとめたものであり、市町村における障害者社会参加促進事業が未実施の間、必要に応じて都道府県が実施できるようにしたものである。したがって、その実施にあたっては、市町村、関係団体等と十分な連携を図って実施されたい。

なお、当分の間、市町村が当該事業を実施済である場合においても、その実施状況等を踏まえ、都道府県による実施が適当と認められる特別な事情がある場合には、実施することができることとしている。

ウ 市町村障害者社会参加促進事業

障害者に最も身近な市町村（5万人以上の市、5万人程度の広域圏）において障害者の社会参加を促進するため、平成7年度より計画的に市町村障害者社会参加促進事業を実施してきたところである。

平成16年度においては「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」として統合・メニュー化されたところであるが、新障害者プランにおいても「市町村における社会参加促進事業の着実な推進を図る」とこととされているところであり、管内市町村への積極的な取組に関し助言指導をお願いしたい。

また、事業の実施規模等から単独の市町村では取組が困難な場合に、複数の市町村が共同して事業を実施するための事業である「広域実施連絡調整事業」の活用など、広域的取組が積極的に行われるよう配慮をお願いする。

2 身体障害者補助犬法の円滑な施行について

身体障害者の自立と社会参加を促進するために制定された「身体障害者補助犬法」については、従来より広報・啓発等の面でご協力いただいているところであるが、平成15年10月からは、民間施設での同伴受け入れが開始され、全面施行されたところである。引き続き、本法の円滑な施行についてご協力をお願いする。

(1) 身体障害者補助犬の育成

身体障害者補助犬の使用による、障害者の社会参加を促進するためには、良質な補助犬の育成に努める必要がある。このことから、統合・メニュー化された「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」において、引き続き補助対象としていたので積極的な取組をお願いする。

なお、身体障害者補助犬法附則第三条に基づく補助犬（いわゆる暫定犬）の表示の期限は平成16年9月30日までとなっているので、指定法人における認定について、訓練事業者等を通じ、働きかけをお願いする。

(2) 身体障害者補助犬の一層の周知について

昨年、宿泊施設における盲導犬同伴の宿泊拒否の問題について報道がされたところであるが、身体障害者補助犬同伴の円滑な受入れのためには、法の趣旨、補助犬の役割等についての一層の周知が必要となるところである。各都道府県等においても、引き続きポスター、パンフレット等による普及啓発に努められたい。

(3) 身体障害者補助犬に関する相談及び苦情への対応

社会福祉事業としての訓練事業や受入れ等に関する相談・苦情が寄せられた場合は、法の趣旨等の十分な説明を行うとともに必要に応じ社会福祉法に基づく福祉サービスに関する苦情解決制度の活用や監査の実施等により、適切な対応をとられるようお願いする。

なお、訓練事業者は、事業運営上、各種の相談等に対応することとなるため、利用者に関する秘密の保持についてもご留意方併せてお願いする。

(4) 第二種社会福祉事業の届出及び社会福祉法人認可申請

社会福祉法の改正により、平成15年4月1日から介助犬や聴導犬の訓練事業が第二種社会福祉事業となったところである。これにより、介助犬や聴導犬の訓練事業者が当該事業の開始について届出を行うこととなるので、内容の審査等適正な対応をお願いする。また、介助犬及び聴導犬の訓練事業に係る社会福祉法人の認可についても、引き続き関係通知等に基づく適切な審査及び指導をお願いする。

(5) 身体障害者補助犬のトレーナーの研修

良質な補助犬の育成のためには、その育成に携わる訓練者に対し、補助犬及び障害者福祉制度や障害・疾病に関する基礎知識等などの研修を行い、訓練者が身体障害者のニーズを的確に把握し育成を行うための資質の向上を図ることが必要となっているところである。

このため、平成15年度には、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院において「介助犬訓練者研修会」が実施されたところであり、引き続き、平成16年度においても実施することとされている。なお、16年度においては、聴導犬訓練者についての研修も行われる予定であるのでご了知願いたい。

3 障害者スポーツ・文化芸術活動の推進について

(1) 障害者スポーツの推進

近年、障害者スポーツは、地域の中で確実に普及し、本年開催されるアテネパラリンピックに代表される様々な競技大会により、広く国民の関心を集めるものとなってきている。

このような状況の下、これからの障害者スポーツについては、生活をより豊かにするという視点に立ち、生活の中で楽しむことができるスポーツ、さらに競技としてのスポーツを積極的に意義づけ、障害者全体のスポーツの振興を図っていく必要がある。

こうした考え方を踏まえ、平成13年度からは、従前の身体障害者と知的障害者のスポーツ大会を統合し、「全国障害者スポーツ大会」として開催しているところであるが、大会実施競技のあり方について、障害者全体のスポーツの振興という観点から、必要な検討を行っていきたいと考えている。

また、新たな「障害者基本計画」において、障害者スポーツの振興は財団法人日本障害者スポーツ協会を中心として進めることとされたところであり、昨年6月、同協会から、障害者スポーツ振興のための中・長期的方策を内容とする「21世紀における障害のある人のためのスポーツ振興」が報告されたところである。

今後とも、競技選手の育成強化、指導員の養成等、障害者スポーツの基盤整備事業については、同協会を中心として進めることとしているので、各都道府県・指定都市におかれては、同協会をはじめ管下障害者スポーツ関係団体等との十分な連携を図り、障害者スポーツの一層の振興に努められたい。

地域における障害者スポーツの振興という観点から、障害者の身近なところでスポーツを指導する障害者スポーツ指導員を養成し、活用することが不可欠である。各都道府県・指定都市におかれては、従来より初級スポーツ指導員及び中級スポーツ指導員の養成に尽力いただいているところであるが、障害者社会参加総合推進事業により、引き続きその養成に努められたい。指導員のより有効な活用の方策については、昨年6月、財団法人日本障害者スポーツ協会から、「障害者

スポーツ指導者の活用を考える研究委員会報告書」が報告されたところであるが、そこで把握した実態と課題を基に、引き続き具体的な改善方法についての検討が進められており、本年度の報告書がまとまり次第、情報提供していく予定である。

また、都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会は、地域における障害者スポーツの振興を図るうえで中核的な役割を担うものであるため、今後ともその組織づくりについて積極的に取り組まねたい。

(2) 障害者スポーツ大会の開催

ア 全国障害者スポーツ大会

平成16年度における標記大会が次のとおり開催される予定であるので、各都道府県・指定都市におかれては、選手団の派遣等についてご配慮願いたい。

当該大会における各都道府県・指定都市の個人競技選手参加枠は別紙のとおりであるので、了知されたい。

なお、選手団の参加申込期限は、第4回全国障害者スポーツ大会実行委員会事務局宛・平成16年6月30日(水)必着とするので、期限の厳守についてご尽力願いたい。

○ 第4回全国障害者スポーツ大会（「彩の国まごころ大会」）

会 期：平成16年11月13日(土)～15日(月)

主 催：厚生労働省、(財)日本障害者スポーツ協会、埼玉県 他

開催地：熊谷市、川口市、さいたま市、行田市、東松山市、深谷市、
桶川市、妻沼町

イ 国際大会

平成16年度においては、以下の国際大会が次のとおり開催される予定であるので、各都道府県・指定都市におかれては、選手の育成、強化並びに派遣に係る便宜の提供等について格段のご配慮を願いたい。

○ 2004年アテネパラリンピック競技大会

会 期：平成16年9月17日(金)～28日(火)

開催地：ギリシャ アテネ

主 催：国際パラリンピック委員会、アテネ組織委員会

- 第20回夏季デフリンピック競技大会
会 期：平成17年1月5日(水)～16日(日)
開催地：オーストラリア メルボルン
主 催：国際ろう者スポーツ委員会

- 2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会ー長野
会 期：平成17年2月26日(土)～3月5日(土)
開催地：長野県 長野市、山ノ内町、牟礼村、白馬村
主 催：スペシャルオリンピックス国際本部

(3) 文化芸術活動の推進

障害者の文化芸術活動への参加を通じ、自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、平成13年度に「障害者芸術・文化祭開催事業」を創設したところである。

本事業については、平成14年度は岐阜県、平成15年度は東京都において開催したところであり、平成16年度については、兵庫県において開催することとしているところである。詳細については、本事業に係る実施要綱が策定され次第ご連絡する予定であるが、その際に、各種作品の募集等についてご協力をお願いする予定であるのでご了知願いたい。

また、障害者の文化芸術活動については、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」において助成することとしているので、各都道府県等において積極的な取組を行って頂くとともに、平成17年度以降の全国大会の開催について、積極的なご検討をお願いしたい。

第4回全国障害者スポーツ大会
都道府県・指定都市別個人競技参加枠割当数

都道府県(市)	個人競技参加枠割当数			都道府県(市)	個人競技参加枠割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	29	36	65	鳥取県	7	10	17
青森県	11	17	28	島根県	9	12	21
岩手県	11	15	26	岡山県	18	26	44
宮城県	10	14	24	広島県	13	18	31
秋田県	10	14	24	山口県	13	16	29
山形県	10	13	23	徳島県	9	12	21
福島県	14	17	31	香川県	9	12	21
茨城県	16	27	43	愛媛県	12	16	28
栃木県	15	22	37	高知県	9	11	20
群馬県	15	22	37	福岡県	17	23	40
埼玉県	67	104	171	佐賀県	9	14	23
千葉県	20	32	52	長崎県	13	19	32
東京都	53	73	126	熊本県	14	20	34
神奈川県	19	29	48	大分県	12	14	26
新潟県	15	21	36	宮崎県	11	15	26
富山県	9	13	22	鹿児島県	15	21	36
石川県	9	12	21	沖縄県	10	16	26
福井県	8	11	19	札幌市	12	15	27
山梨県	11	16	27	仙台市	7	11	18
長野県	14	20	34	さいたま市	27	41	68
岐阜県	14	19	33	千葉市	10	15	25
静岡県	28	43	71	横浜市	17	27	44
愛知県	20	32	52	川崎市	10	16	26
三重県	12	16	28	名古屋市	12	18	30
滋賀県	9	15	24	京都市	12	16	28
京都府	11	14	25	大阪市	17	21	38
大阪府	28	41	69	神戸市	12	15	27
兵庫県	21	28	49	広島市	8	12	20
奈良県	10	14	24	北九州市	9	14	23
和歌山県	10	13	23	福岡市	9	13	22
				合計	891	1,272	2,163

4 補装具給付事業について

(1) 給付判定事務運用上の留意事項について

補装具は、失われた身体部位又は損なわれた身体機能の補完・代償の役割を担う用具であり、身体障害者・児の自立と社会参加に大きく影響を与える特性を有するものであることから、その給付(交付・修理)については、適正に行われることが極めて重要である。

補装具給付判定事務の運用については、「補装具給付事務の取扱いに関する指針について」(平成12年3月31日障第290号)の別紙「補装具給付事務取扱指針」に加えて、昨年7月には、「補装具給付事務の適正実施に係る専門家会議」における検討結果としての報告書により、市町村における補装具給付判定事務実施の際の必須の基礎知識及び問答形式による給付種目別の具体的な給付判定事務の実施方法等についてお示しし、その円滑・適正な実施をお願いしているところである。

先般、地方分権改革推進会議より、市町村の判断のみで給付可能な補装具の種目を追加することについて、平成15年度中に検討し、結論を出すよう意見がなされたことを受け、現在、「補装具給付判定事務検討委員会」を設置し、専門家の意見及び全国の身体障害者更生相談所等を対象に実施した給付判定事務に係る実態調査の結果等を踏まえながら、事務手続の簡素化の可否を含め、今後の補装具給付制度の適正な運用のあり方等全般についての検討を進めているところである。

本検討委員会における議論の結果については、今後、報告書等によりお示しすることとしているが、補装具給付判定事務の運用に当たり、各都道府県におかれては、身体障害者更生相談所と十分な連携を図りながら、市町村間の連絡調整、実態把握等に努め、補装具給付の一層の円滑化にご留意頂くとともに、管内の市町村に対しては、補装具給付の実施主体としての自らの責任及び身体機能の補完・代償という補装具が果たすべき役割の重要性について再度認識し、下記の事項に留意の上、身体障害者更生相談所、指定育成医療機関又は保健所、補装具製作者等と緊密な連

携を図りながら、公正・公平に給付事務を運用するよう、改めて周知徹底をお願いしたい。

ア 給付の実施主体としての体制整備

市町村が行う身体障害者を対象とする補装具の給付の決定は、身体障害者更生相談所による判定に基づく場合のほか、医師が作成する補装具給付意見書又は自らの判断に基づき決定する場合があるが、当該決定に当たっては、補装具給付制度における専門的・技術的判定の中核機関である身体障害者更生相談所に対し、必要に応じて、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を求め、身体障害者の障害状況、生活環境等に真に適合する用具について給付の決定を行うよう努めること。

また、身体障害児を対象とする給付で、指定育成医療機関又は療育の指導等を行う保健所の作成する意見書により決定する場合においても、身体障害者更生相談所に対して必要な助言を求めることにより、心身の発育過程の特殊性も十分に考慮した給付の決定を行うよう努めること。

イ 処方内容と給付する補装具の整合性の確認

真に必要とされる補装具の給付及び適正な受託報酬額の決定を行うため、身体障害者更生相談所又は補装具給付意見書を作成する医師等による処方内容と、補装具製作者により製作等が行われた補装具に係る見積書又は現物との確認について、必要に応じて身体障害者更生相談所等の助言を得ながら、確実にを行うよう努めること。

ウ 身体障害者更生相談所、補装具製作者等との福祉用具関連情報の共有

申請者の身体状況に応じた補装具の交付が効果的に行われるよう、機種改良、操作性の変更、新たな製品の発売、製造の中止等に関する福祉用具関連情報について、身体障害者更生相談所、補装具製作者等と共有する環境の確保に努めること。

エ 紙おむつの支給対象要件の徹底

ストマ用装具に代えて、紙おむつを支給して差し支えないこととする特例の取扱いについては、平成12年度からは、地方分権の趣旨を踏まえ、それまでは基準外交付として国への協議を必要としていた、脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者に対する支給を含め、市町村の決定により実施されているところであるが、平成12年度以降、特に身体障害児を対象とする紙おむつの支給件数において、大幅な増加の傾向が見られるところである。

については、紙おむつの支給対象要件を改めて確認の上、遵守するとともに、身体障害者更生相談所又は指定育成医療機関等による判定又は助言に基づき、適正な支給を行うこと。

(2) 告示及び関係通知の改正について

ア 「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」

平成16年度における補装具給付に要する費用の算出基礎となる標記告示について、企業物価及び民間給与等人件費の動向、補装具製作者に対する価格調査結果、補装具製作・修理の実態並びに関係団体からの要望等を踏まえ、受託報酬基準額、製作工程等に関して、所要の改正を行うこととしているので、ご了承願いたい。

イ 「補装具の種目受託報酬の額等に関する基準に係る完成用部品の指定について」

完成用部品に係る指定申請のうち、昨年度からの継続審査となっていた座位保持装置用の部品に関する審査が終了したことから、当該審査の結果を踏まえた標記指定通知を今年度内に発出することとしているので、ご了承願いたい。

5 日常生活用具給付等事業について

(1) 給付の合理化・適正化について

ア 耐用年数の新規設定について

現在、給付対象種目に係る耐用年数については、実施主体である各市町村において、必要に応じて、自主的に設定されているところであるが、平成16年度からは、国が定める実施要綱において種目ごとの耐用年数を設定し、給付する用具について一定の使用期間を確保することにより、用具の適正使用の環境整備及び事業費執行の合理化を図ることとしたので、管内の市町村に対して周知徹底をお願いしたい。

なお、修理が不可能となった場合以外の耐用年数経過前の再交付は、国庫補助の対象とはならないので、ご了解願いたい。

イ 給付可否の判断、品目選定の適正化について

最近においては、新たな機能が付帯する製品や、複数の機能を一体で備える製品等、様々な福祉用具が開発・販売されているところであるが、身体障害者等より、これらの福祉用具の給付申請がなされた場合は、当該福祉用具の備える性能が、国が定める実施要綱上の各種目の性能に合致するか否かについて十分検証の上、給付の決定を行うよう、管内の市町村に対して周知徹底をお願いしたい。

ウ 基準単価の改定について

平成16年度においても、給付実績単価、市場価格の動向等を踏まえた基準単価の改定を行うこととしているので、ご了解願いたい。

(2) 給付対象種目の入換えについて

平成16年度より、以下の種目を給付対象種目に取り入れることとしたので、管内の市町村に対して周知をお願いしたい。

○視覚障害者用ポータブルレコーダー

【性 能】

音声又は点字等により操作ボタンが知覚でき、かつ、DAISY方式で録音された録音図書の再生、ページ又は見出しごとの検索及びDAISY方式等による録音が可能なもの。

【給付対象者】

視覚障害2級以上

【基 準 額】

89,800円



(例)フレクストークポータブルレコーダーPTR1

本種目は、現行の「盲人用テープレコーダー（身体障害者対象。身体障害児対象では「テープレコーダー」。）」と入替えて給付対象種目に取り入れるものであるが、申請者が、入換え前の現行種目に相当する用具の給付を希望する場合は、これを給付して差し支えないものとする。

(3) 給付対象種目の廃止について

以下の種目については、

- ・種目取入れから一定年数が経過していること
- ・現在、販売されている製品は、比較的、価格が低廉であり、全額自己負担によることとした場合も過剰な負担にはならないこと

等を踏まえ、平成16年度より給付対象種目から廃止することとする。

廃止 盲人用電卓

6 視聴覚障害者への情報提供体制の整備について

(1) 聴覚障害者情報提供施設の整備促進について

聴覚障害者に対する情報提供及びコミュニケーション支援体制の一層の充実については、日常生活における必要性に加えて、自然災害等緊急時の対応の観点から、喫緊の課題として挙げられてきたところであり、このことを踏まえ、新たな「障害者基本計画」においては、聴覚障害者情報提供施設の全都道府県での整備を促進することを掲げているところである。

未だ聴覚障害者情報提供施設が設置されていない道府県においては、具体的整備計画について早急に検討されるようお願いする。

なお、本施設の設置に当たっては、民法（昭和29年法律第89号）第34条に基づく公益法人等、適切に運営を行うことが可能な主体について広く検討を行うなど、地域の実情に即した効率的・効果的設置に係る検討についても積極的に取り組むようお願いする。

(2) 声の図書事業におけるインターネット配信の導入等について

現在の高度情報通信技術の発展・普及に伴い、インターネットによる通信網は、障害者のための情報バリアフリー・コミュニケーション支援のためのツールとしても極めて有用となっていることから、身体障害者関係団体に委託の上、実施している視覚障害者対象の情報提供等事業のうち、以下の事業について、平成16年度より、事業実施体制にインターネットの活用を導入し、利用者のより一層の便宜に資することとしたので、管内の市町村を通じて、視覚障害者に対する利用の周知をお願いしたい。

ア 声の図書事業（委託先：（福）日本点字図書館、（福）日本ライトハウス）

声の図書（録音図書）の録音媒体を従前のカセットテープから、より大量の情報収載が可能なCDに平成16年度より順次移行を図ると併せて、インターネットによる配信を開始するもの。

イ 録音広報発行事業（委託先：（福）日本盲人会連合）

厚生労働白書を含む各種情報の提供方法に、従前のカセットテープへの録音に加えて、インターネットによる配信を導入するもの。

ウ 全国盲人生活相談事業（委託先：（福）日本盲人会連合）

点字図書情報サービス事業（委託先：（福）日本ライトハウス）

電話又は文書等により受け付けていた日常の各種相談等について、時間等を気にせずに送受信が可能となるメールによる受け付けを導入するもの。

7 国際障害者交流センターについて

「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、「国連・障害者の十年」を記念する施設であり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として、①障害者の国際交流、②重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流活動、③障害者自らが行う文化・芸術の発信など、障害者の様々な活動や支援の拠点となるよう施設全体をバリアフリー化し、障害者だけでなくあらゆる人々にとって利用しやすい施設として建設されたものである。

平成16年度においては、引き続き以下の事業を実施する予定であるが、これら事業の実施に当たっては、平成15年度と同様、研修事業の周知、参加者の推薦、調査活動へのご協力等をお願いすることとなるので、ご配慮願いたい。

なお、平成16年度の事業計画の詳細については、資料編6の国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）における事業計画（案）を参照されたい。

【平成16年度実施予定事業】

- 1 手話通訳者・手話通訳士現任研修事業
手話通訳者・手話通訳士の資質と技術の向上を図る。
- 2 障害者パソコンボランティア指導者養成事業
障害者にパソコンの使用方法を指導するパソコンボランティアの指導者の養成を行う。
- 3 災害支援ボランティアリーダー養成事業
災害発生時、障害者に対するきめ細かな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートするボランティアリーダーの養成を行う。
- 4 障害関係福祉情報等提供事業
以下に掲げる方法により、ビッグ・アイにおいて開催される各種行事の開催予定、障害者支援団体に関する情報の提供等を行う。

(1) 障害者芸術・文化情報の発信

① ホームページの運用

当センターの紹介、アクセス、事業案内を始め、障害者団体が開催する障害者の芸術・文化事業等の情報を、当センターのホームページを通じて提供する。

- ② ビッグ・アイ インターネット美術館の運営
障害者の作成した絵画、イラストなどを募集し、当センターのホームページに開設しているインターネット美術館（BiG-i Museum）に掲載する。
- ③ 情報誌「ビッグ・アイ」の発行
障害者の芸術活動に関する国内外の情報、当センターの紹介・事業報告などを掲載した情報誌「ビッグ・アイ」を発行し、全国の障害者団体・施設等へ配布する。
- ④ 障害児の作品展
養護学校などの作品を中心にパネル展を開催する。

(2) 情報収集や交流の場の提供

- ① 障害者の社会参加に関する相談
障害者が、障害者が自ら行う国際交流へのアシスト、芸術・文化活動へのサポート、パソコンやインターネット等の情報化へのアドバイス、及びその他障害者の社会参加に関する分野に対して助言・指導等を行うとともに、これらの相談に応えられるよう関連情報の収集や関係団体との連絡調整に努める。
- ② 障害者対応パソコンによる情報提供や操作指導
障害者対応パソコン及び周辺機器を操作体験しながら、様々な情報収集ができるよう操作指導を行う。
- ③ コミュニケーション機器等の常設展示
「情報と交流」を展示コンセプトとして、障害者の情報収集や交流活動に欠かせない意思伝達装置等のコミュニケーション機器を中心に展示し、また、食事を交えた交流活動を支える食事用具も併せて展示する。
- ④ 施設の広報やイベント、研修案内などの情報発信
当センターのパンフレットや行事案内を始め、障害者関連の情報誌等を常置し、来館者への情報提供に努める。

5 障害者芸術・文化活動支援事業

- 障害者の芸術・文化活動についての調査研究や専門家によるアドバイス等を行い、障害者の芸術・文化活動の充実・振興を図る。

6 国際交流事業

海外との交流・協力を目的として、国内外の障害者関係団体の交流等の事業を実施する。

なお、施設概要は以下のとおりであり、障害者関係団体等が行う行事や研修、養護学校における修学旅行等の宿泊先として、利用していただくことはもちろんであるが、他の市民団体、関係機関等にも障害者に対する理解を深めてもらう観点から積極的にご利用いただけるよう関係者への周知方ご配慮願いたい。

養護学校等の宿泊利用実績 (参考)

	14年度	15年度
養護学校	12校	24校
障害者団体	57団体	61団体
その他団体等	6,177人	5,700人

* 15年度については、16年1月末現在

【施設の概要】

1 名称及び愛称

「国際障害者交流センター」(愛称:ビッグ・アイ)

2 所在地

大阪府堺市茶山台1-8-1 (泉北ニュータウン泉ヶ丘地区)

(JR新大阪駅から地下鉄御堂筋線・泉北高速鉄道経由で約55分、
泉ヶ丘駅下車徒歩3分)

3 施設規模

地上3階地上1階建 (敷地面積 約8,000㎡, 延床面積 約12,000㎡)

4 主な施設内容

○多目的ホール

[客席 約1,500席、車椅子利用の場合 約1,000席(うち車椅子席最大約300席)]

○宿泊室 35室 (洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室)

○大・中・小会議室、バリアフリープラザ (情報・相談コーナー)

○レストラン (50席)、駐車場

5 障害者のための特別な機能

- 大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳設備を設けた多目的ホール
- 館内自動音声案内設備
- 広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室
- 文字言語の画面表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内設備
- 光点滅式避難誘導設備 等

6 施設の利用予約及び料金等の問合せ先

TEL 072-290-0900

FAX 072-290-0920

URL <http://big-i.jp/>

8 手話通訳技能認定試験について

平成15年度の第15回手話通訳技能認定試験は、平成15年9月に第一次試験が行われ、同年11月に行われた実技試験の結果を合わせて、平成16年3月31日(水)に合格者の発表が行われる予定である。

平成14年度までの認定試験の合格者の累計は、全国で1,215人となっているが、大都市を中心とした地域に偏在する傾向が見られるところである。

また、近年、聴覚障害者が手話通訳を必要とする場面は、教育、医療、司法、福祉、労働などの各分野に広がり、しかも内容は益々複雑・多様化の傾向にある反面、これらに対応できる高度な技術をもつ手話通訳士の数は十分とは言えない状況にある。

このような状況において、今後とも、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」の「手話通訳者養成・研修事業」等を積極的に活用すること等により、手話通訳技能認定試験の受験を志す者の拡大と資質の向上に積極的に取り組まれるようお願いする。